

平成28年度全国厚生労働関係 部局長会議（厚生分科会） 説明資料

平成29年1月19日（木）

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部



目 次

1. HACCPの制度化について.....	2
2. 牛海綿状脳症(BSE)対策について	5
3. 食品用器具及び容器包装の規則に関する検討について ...	10
4. 水道事業関係予算について	13
5. 水道事業の基盤強化に向けた水道法の改正等について ..	17
6. 民泊新法及び旅館業法改正について	25
7. 理容業・美容業に関する規制改革について	31
(参考) 食品安全情報Twitterの開始について.....	35

1. HACCPの制度化について

食品衛生管理の国際標準化に関する検討会最終とりまとめの概要

■ 食品衛生法等に基づく食品衛生管理の規制について、これまでの国内の取組、諸外国の状況等を踏まえ、国内の食品の安全性の更なる向上を図るため、HACCPによる衛生管理を制度として位置づけ、定着を図る必要。

■ その際、食品ごとの特性や事業者の状況等を踏まえつつ、実現可能な方法で着実に取組を進めていくことが重要。

* こうした観点から、国内や諸外国の現状を踏まえつつ、我が国のHACCPによる衛生管理の制度のあり方について、業界団体からヒアリングを行いつつ、平成28年3月～12月に計9回の議論を行った。

* 平成28年10月～11月に中間とりまとめについて、パブリックコメントを実施した。

【具体的な枠組み】

対象 全ての食品等事業者(食品の製造・加工、調理、販売等)

衛生管理計画の策定

一般衛生管理

施設設備、機械器具等の衛生管理、食品取扱者の健康や衛生等の管理

HACCPによる衛生管理

基準A

(コーデックスのHACCP 7原則)

- 事業者の規模等を考慮
- と畜場、食鳥処理場は基準Aを適用

基準B

(食品や業態などの特性に応じ一般衛生管理に加え重要管理点を設定したもの、一般衛生管理のもの等多様な対応が想定される。)

基準A以外の事業者

- 小規模事業者
- 当該店舗での小売販売のみを目的とした製造・加工・調理事業者 / 提供する食品の種類が多く、変更頻度が頻繁な業種 / 一般衛生管理の対応で管理が可能な業種等 (例: 飲食業、販売業等)

厚生労働省

HACCP導入手引書やモデルプランの作成
業界団体の手引書作成への支援

地方自治体

食品衛生監視員による導入支援、指導・助言

業界団体等

個別の食品・業態ごとに手引書を作成

【今後の課題】

- 現場での導入手順の理解、人材の育成
- 分かりやすい導入ツールの作成、きめ細かな支援
- HACCPの正確な知識の普及
- 小規模事業者を含む食品等事業者が円滑かつ適切にHACCPによる衛生管理に取り組むことが可能となるよう、十分な準備期間を設定。

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)とは
原材料の入荷から出荷までに発生するかもしれない食中毒菌汚染や異物混入を防止する特に重要な工程を管理する食品の衛生管理の手法



今後のスケジュール

- 検討会の最終とりまとめに基づき、自治体及び関係団体のご意見を踏まえつつ、制度の詳細設計を進める予定。
- 平成30年通常国会への食品衛生法改正法案提出を目指す方針。

(参考)食品衛生管理の国際標準化に関する検討会 構成員名簿

氏名	職名	氏名	職名
五十君 静信	東京農業大学応用生物科学部生物応用化学科教授	関根 吉家	(一社)日本能率協会審査登録センターシステム審査部技術部長
内堀 伸健	日本生活協同組合連合会・総合品質保証担当	土谷 美津子	イオン株式会社
川崎 一平	(一財)食品産業センター技術環境部長	中嶋 康博	東京大学大学院農学生命科学研究科教授
岸田 一男	(公社)日本輸入食品安全推進協会理事 (株式会社 明治 執行役員)	中村 重信	東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長
桑崎 俊昭	(公社)日本食品衛生協会専務理事	山口 由紀子	相模女子大学人間社会学部社会マネジメント学科教授
河野 康子	(一社)全国消費者団体連絡会事務局長		

2. 牛海綿状脳症 (BSE) 対策について

BSE対策：食品安全委員会への評価依頼の背景

- 現在の国内措置の根拠の一つである平成25年5月の食品安全委員会の食品健康影響評価

- 2009～2015年にBSE摘発頭数はほぼ0となり、以降、日本において飼料等を介してBSEが発生する可能性は極めて低くなる。
- 当面の間、検証を継続することとし、将来的には、より長期にわたる発生状況に関するデータ及びBSEに関する新たな科学的知見の蓄積を踏まえて、検査対象月齢のさらなる引き上げ等を検討するのが適当であると判断した。



検査対象月齢の変更を実施した2013年7月から2015年11月末までに食用としてと畜された48か月齢超の牛481,207頭について、BSE検査の結果は全て陰性であり、BSE感染牛は発見されておらず、現在のリスクに応じてリスク管理措置を見直す必要があることから、国内対策の変更について、平成27年12月18日、食品安全委員会に諮問した。

BSE対策：国内措置の見直し

■ 食品安全委員会の食品健康影響評価（平成28年8月30日）

○ 食用にと畜される48か月齢超の健康牛のBSE検査について現行基準を継続した場合と廃止した場合の**リスクの差は、非常に小さく、人への健康影響は無視できる。**

・なお、引き続き、全てのと畜される牛に対すると畜前の生体検査が適切に行われなければならない。生体検査において、運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈する24か月齢以上の牛を対象とするBSE検査が行われる必要がある。

～BSEスクリーニング検査対象月齢～

現 行

48か月齢超

- ①24か月齢以上の牛で以下の症状を呈する牛
- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
 - 全身症状を呈する牛
- ②その他の牛

平成29年4月1日予定

健康牛については廃止

- ①24か月齢以上の牛で以下の症状を呈する牛
- 運動障害、知覚障害、反射又は意識障害等の神経症状が疑われた牛
 - 全身症状を呈する牛

48か月齢超の健康牛のBSE検査の廃止に関する これまでの経緯及び今後のスケジュール

(2015年)

12月18日 内閣府食品安全委員会へリスク評価を諮問

(2016年)

8月30日 内閣府食品安全委員会から「現行基準を継続した場合と廃止した場合のリスクの差は、非常に小さく、人への健康影響は無視できる」旨答申

- 11月15日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会で、内閣府食品安全委員会からの答申内容及びBSE対策の現状を説明

- 12月12日～1月10日 パブリックコメント
16日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会に内閣府食品安全委員会からの答申内容及びBSE対策の現状を報告
20日、22日 リスクコミュニケーション（兵庫、東京）

(2017年)

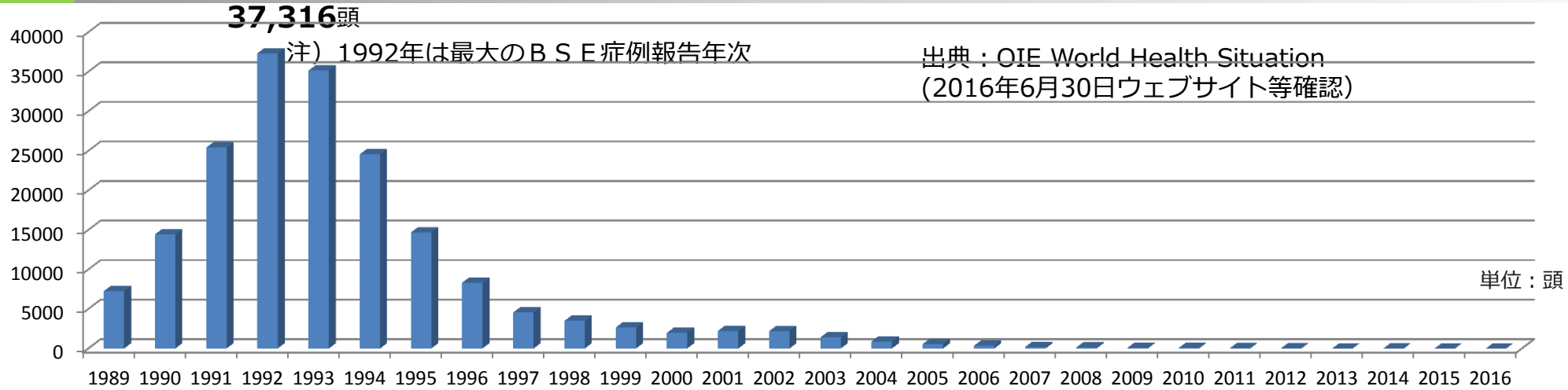
- 2月上旬日途 関係省令の改正、パブリックコメント結果の公表
補助金実施要綱の改正

- 4月1日 関係省令の施行、補助金実施要綱の施行

BSE対策：世界のBSE発生件数の推移

(参考1)

頭数



	1992	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	累計
全体	37,316	2,215	2,179	1,389	878	561	329	179	125	70	45	29	21	7	12	7	1	190,670
欧州全体 (英国除く)	36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	83	56	33	21	16	4	10	4	1	5,980
(フランス)	(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(3)	(0)	(1)	(1,027)
(オランダ)	(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(1)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(88)
(アイルランド)	(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(9)	(2)	(3)	(3)	(1)	(0)	(1)	(1)	(1,656)
(ポランド)	(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(-)	(-)	(74)
(スウェーデン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(-)	(-)	(1)
(ノルウェー)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
(デンマーク)	(1) ^{注3}	(6)	(3)	(2)	(1)	(1)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(16)
(イタリア)	(0)	(48)	(38) ^{注4}	(29)	(7)	(8)	(7)	(2)	(1)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(144)
(スイス)	(15)	(42)	(24)	(21)	(3)	(3)	(5)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(467)
(リヒテンシュタイン)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	1	2		184,627
米国	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	-	3
カナダ	0	0	0	2 ^{注1}	1	1	5	3	4	1	1	1	0	0	0	0	1	21 ^{注2}
日本	0	3	2	4	5	7	10	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0		2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注3) 輸入牛において確認されたもの。

(注4) うち2頭は輸入牛による発生

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



3. 食品用器具及び容器包装の 規制に関する検討について

食品用器具及び容器包装の規制に関する検討について

器具及び容器包装の規制の現状と問題点

- ①安全性に懸念のある物質について規格基準を定めるという法規制に加え、業界の自主規制による取り組みにより、安全性確保への貢献がなされている。
- ②欧米等の規制とは異なるため、外国で使用が認められていない化学物質が用いられても、直ちに規制することができない。
- ③ポジティブリスト制度を導入している欧米等の規制とは異なり、国際的な動向とも整合性がとれていない。

我が国の規制

ネガティブリスト制度を採用

(原則使用を認めた上で、使用を制限する物質をリスト化)

欧米・中国の規制

ポジティブリスト制度を採用

(原則使用を禁止した上で、使用を認める物質をリスト化)

・韓国、台湾、タイ：ポジティブリスト制度 導入検討中

器具及び容器包装の規制に関する検討の状況

平成24年7月、有識者からなる検討会を設置し、国内外の知見や技術進歩に関する調査等を行い、平成27年6月にポジティブリスト制度導入に向けての課題整理や、当面実施可能な施策等をまとめた「中間取りまとめ」を公表した。

- ①ポジティブリスト制度化への課題の整理及び②課題への対応と方向性について
 - ・リスク管理すべき化学物質、・企業間の情報伝達、・事業者による適切な製造管理と実効的な履行 など
- ③当面の施策について
 - ・自主管理ガイドラインの検討を行い公表し、業界の自主基準の対象となっている化学物質のリストを参考として添付する。
 - ・各国の制度、事業者の実態等を把握し、整理する。・科学的評価方法に必要なデータ等について検討する。
 - ・添加剤等の一斉分析法の開発を進める。



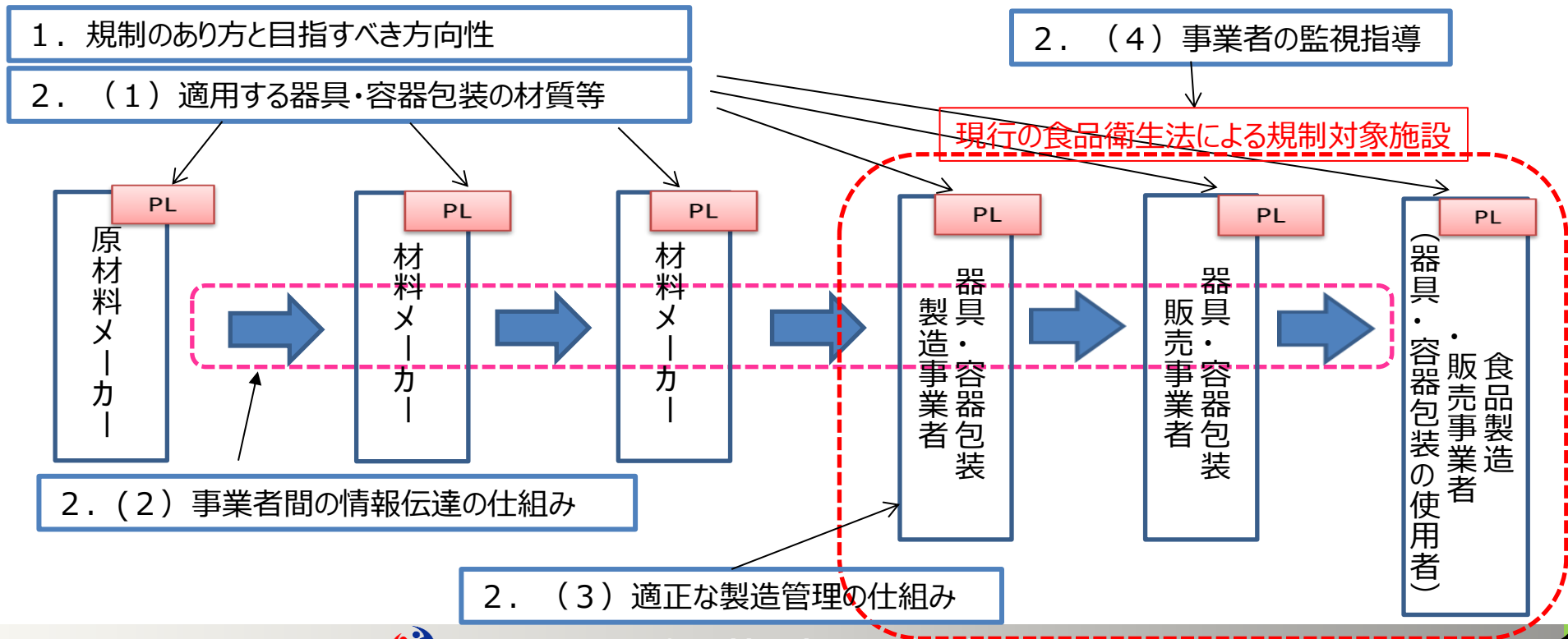
「中間取りまとめ」を踏まえ、器具及び容器包装の安全性を高めるための具体的な仕組みを検討することを目的として、学識経験者、消費者、地方自治体、業界関係者等の幅広い構成員からなる「食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会」を平成28年8月に設置し、検討を行っている。



食品用器具及び容器包装の規制に関する検討について

検討会での主な論点

1. 規制のあり方と目指すべき方向性
ポジティブリスト制度の導入を含めた規制のあり方と目指すべき方向性について、どのように考えるか。
2. ポジティブリスト制度を導入する場合の課題と対応
 - (1) 当該制度が適用される器具・容器包装の材質や物質の種類、リスク管理の手法等について、どのように考えるか。
 - (2) 適合した製品を担保するためには、事業者間の情報伝達の具体的な仕組みについて、どのように考えるか。
 - (3) 適正な製造管理を担保する仕組みが必要となるが、その具体的な仕組みについて、どのように考えるか。
 - (4) 上記を踏まえた地方自治体の監視指導のあり方について、事業者の把握手段を含めて、どのように考えるか。



4. 水道事業関係予算について

平成29年度水道施設整備関係予算案

(単位：百万円)

区 分	平成28年度額	平成29年度案	対前年度額	対前年度率
	平予算 A	平予算案 B	増△減 B-A	(%) B/A
水道施設整備費	(78,243) 48,884	(96,809) 46,641	△2,243	95.4
水道施設整備費補助	(23,866) 20,366	(42,479) 18,479	△1,887	90.7
指導監督事務費等	(91) 91	(91) 91	0	100.0
災害復旧費	(1,209) 350	(10,518) 350	0	100.0
耐震化等交付金	(38,000) 13,000	(32,900) 16,900	3,900	130.0
東日本大震災	(15,077) 15,077	(10,821) 10,821	△4,256	71.8
水道施設整備費	(61,957) 33,457	(75,470) 35,470	2,013	106.0

※災害復旧費を除く一般の施設整備費の合計

注1)：厚生労働省、内閣府（沖縄）、国土交通省（北海道、離島・奄美、水資源機構）、復興庁計上分の総計。

注2)：百万円単位未満を四捨五入しているため、合計額は一致しない。

注3)：耐震化等交付金の平成28年度第2次補正予算額には、コンセッション事業費20億円を含む。

注4)：平成28年度予算額欄の上段（ ）書きは、平成27年度補正予算額を含む。

注5)：平成29年度予算案欄の上段（ ）書きは、平成28年度第2次補正予算額及び第3次補正予算案を含む。

水道事業体の広域化推進のための台帳整備事業

要求内容

▶ 水道事業の基盤強化を推進するために、水道法の改正も含めた検討を行っているが、マンパワーの不足している中小規模の事業者では水道施設の保有・管理状況に関する基礎データも十分整備されていないのが現状である。アセットマネジメントに基づく資産管理の前提としても基礎データの整備は重要であり、今後基礎データである水道施設台帳の策定を水道法上義務づけようとしていることから、中小規模の事業者に対して国から財政支援を行い、台帳整備を推進する必要がある。そのうち、将来的に広域化に係る施設整備を実施するために、生活基盤施設耐震化等交付金(運営基盤強化推進等事業)を活用することを検討している水道事業者に対して、台帳整備に要する経費を同交付金の対象として位置づけ、広域化の推進の一助とするものである。

背景

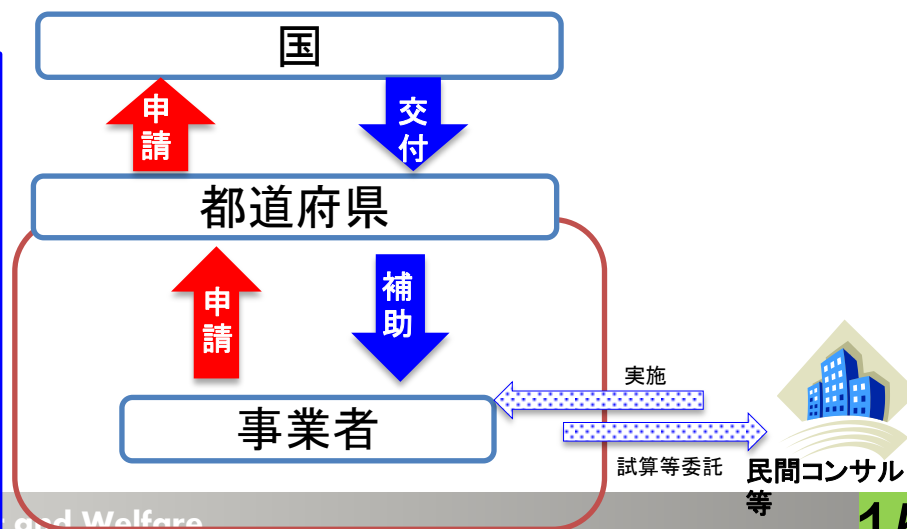
- ▶ 高度成長期に集中的に設備投資された水道施設が老朽化するとともに、人口減少による水道料金収入の減少が多く地域で現実化。
- ▶ 水道事業者には小規模なものも多く、割高な事業運営を余儀なくされるとともに、健全な事業運営を維持していくために必要な経営面、技術面の戦略を練る人材を独自に確保することが困難な状況。
- ▶ このような状況に対し、水道事業の広域化・大規模化を図ることが有力な解決策であるが、水道施設の資産評価が進まず、将来必要となる設備投資額や災害時の施設損壊リスク等が不明確であることが広域化を阻害する一因となっており、基礎データとなる水道施設台帳の整備の推進が特に必要。

事業内容

広域連携協議会に参加している複数の水道事業者が将来的に生活基盤施設耐震化等交付金(水道事業運営基盤強化推進等事業)により広域化事業を展開することを積極的に意思表示している場合に、台帳未整備の水道事業者について支援を行う。

(なお、人材活用については、地方交付税措置(経営戦略の策定支援)を活用。)

- ▶ 交付期間は3年間
- ▶ 民間コンサルタント業者等を対象。
- ▶ 交付対象経費については委託費を想定。
- ▶ 交付率は運営基盤強化推進等事業と同様1/3とする。



水道施設整備費 年度別予算額推移 (平成21年度から平成29年度)

